

京都市告示第 99 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成22年5月12日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
きよみず公園	東山区清水四丁目185番地7号	告示の日

(建設局水と緑環境部南部みどり管理事務所)